

「日本スポーツ振興センター」と「こども福祉医療費制度」について

長崎県では高校生世代までの医療費が助成されるようになっていました。スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、こども福祉医療対象とならない場合もありますので、申請前にお住まいの自治体に確認してください。

(例えば)

諫早市 ([諫早市リンク](#))

学校でのけが等で「日本スポーツ振興センター災害共済給付」により医療費の給付が受けられる場合は、福祉医療費助成の対象外となります。医療機関に福祉医療費受給者証を提示しないようご注意ください。

大村市 ([大村市リンク](#))

学校（校内、通学路、部活動等）のけがなどで日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の給付対象になるなど、他の法令によって医療費の助成がなされるとき